

# 福井県報

号外第31号  
令和元年  
8月22日(木)  
火・金曜日 発行  
1月1,890円 郵送料共

## 公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(一一六・交通規制課)……………

### 目次

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第116号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

ただし、本改正に係る交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。

令和元年8月22日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

68 市道	和久里34号7番地先 交差点	市道を南西進して市道へ左折し、または右折する場合	午前7時30分から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
		市道を北東進して市道へ左折し、または右折する場合	午前7時30分から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
		市道を南西進して市道へ左折し、または右折する場合	午前7時30分から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
69 市道	和久里33号1番地先 交差点	市道を北東進して市道へ左折し、または右折する場合	午前7時30分から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)

別表第2「路側帯を設置する道路の区間」福井警察署の表に次のように加える。

51 市道	順化1丁目24番1号先から順化1丁目24番20号先まで	約 200	駐停車禁止路側帯
-------	-----------------------------	-------	----------

別表第4「歩行者の横断を禁止する道路の区間」福井警察署の表中

9 県道 (吉野福井線)	宝永3丁目4番10号先から宝永3丁目4番2号先まで	約 90	
9 県道 (吉野福井線)	宝永3丁目4番10号先から宝永3丁目4番7号先まで	約 40	

改める。

別表第14「一時停止場所」大野警察署の表に次のように加える。

493 市道	東中野3丁目703番地先交差点に西側から入ろうとするとき。
--------	-------------------------------

別表第14「一時停止場所」鯖江警察署の表中

862 町道	越前町気比庄第58号52番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
--------	---------------------------------------

862	削除
-----	----

改める。

別表第14「一時停止場所」敦賀警察署の表中

570 町道	美浜町松原第7号9番地の3先交差点に南側から入ろうとするとき。
--------	---------------------------------

570	削除
-----	----

改める。

別表第14「一時停止場所」小浜警察署の表に次のように加える。

472 市道	和久里333号1番地先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
473 市道	生守14号42番地先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
474 市道	生守12号1番地の1先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
475 市道	生守34号2番地の1先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
476 市道	生守10号65番地の5先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。

477 市道	生守12号18番地先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------------

別表第22「横断歩道設置場所」小浜警察署の表中

187 市道	一般国道162号	福谷8号7番地2先 (福谷)	交差点 2
187 市道	一般国道162号	福谷8号7番地2先 (福谷)	交差点 3

改める。